

平成 17 年 12 月 22 日

株 主 各 位

株式会社三菱ケミカルホールディングス

当社株式欄における「権利落ち」の表示について

12月15日(木)、16日(金)の両日、日刊新聞紙、東京証券取引所のホームページ等の当社株式欄に「権利落ち」(例えば、の表示)の表示が記載されておりましたが、この「権利落ち」の表示は、下記の内容を意味しておりますので、お知らせ致します。

記

当社は、資本準備金の減少について付議するため、平成18年2月下旬に臨時株主総会を開催する予定です。このため、12月20日(火)を臨時株主総会において議決権を行使する株主を確定するための日(基準日)と決めました。

ご承知の通り、株主様が株主総会において議決権を行使するためには、基準日において、株主名簿に記載されている必要があり、基準日までに名義書換を完了して戴く必要がございます。

今回、当社株式欄に記載された「権利落ち」の表示は、株主様が名義書換を行うために必要な期間(\*)を経過したこと、すなわち、株主様が臨時株主総会において議決権を行使する権利を失ったことを意味しております。

なお、「権利落ち」の表示には、配当の「権利落ち」を意味するものもありませんが、当社の利益配当金の基準日は毎年3月31日、また、中間配当金の基準日は毎年9月30日となっておりますので、お間違えのないようお願い致します。

\* 今回の場合、株主様は、基準日である12月20日(火)の5営業日前、すなわち、12月14日(水)までに名義書換を行って戴く必要がございます。

以上